

鹿児島市と日本生命保険相互会社との包括連携協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社鹿児島支社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、市民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- （1） 健康増進・疾病予防に関すること
- （2） 地域の安心・安全に関すること
- （3） ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（DE&I）の推進に関すること
- （4） 児童・青少年の健全育成に関すること
- （5） その他、市民福祉の向上及び地域の活性化に関すること

2 甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

（個人情報の保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び鹿児島市個人情報の保護に関する法律施行条例に従い、適正に管理しなければならない。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に規定する取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、「鹿児島市と事業者との包括連携協定に関するガイドライン」によるほか、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和7年10月14日

(甲) 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市長

下鶴 隆央

(乙) 鹿児島市中央町18-1
日本生命保険相互会社 鹿児島支社
支社長

長田 浩幸
